

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年6月1日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市特定個人情報の保護に関する条例（平成27年10月武蔵野市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（開示等の実施）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>（開示等の実施）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2から5まで（略）</p> <p>6 実施機関は、情報提供等記録の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、書面により通知しなければならない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

付 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（提案理由）

デジタル庁設置法（令和3年法律第36号）及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。